

令和6年6月期市営住宅入居募集における未決定住戸の取扱いについて

1. 概要

令和6年6月期市営住宅入居募集において、募集住戸⑤桜町団地8号棟404号室への申込が1件であったことから、令和6年6月28日抽選会を経て申込者へ当選の連絡を実施したところ、申込者より辞退届の提出があった。当該住戸には他に申込者がいないことから、未決定住戸となったもの。

2. 課題点

未決定住戸の取り扱いについては、条例及び規則等に特段の定めはないものであるが、従来、入居募集時に未決定住戸が発生した場合は住宅に困窮する方へ速やかに住戸を提供すること及び公平性の観点から随時募集（改めて対象住戸について公募）を実施していたところ。

しかし、4階の住戸については申込が少ない傾向にあり、当該住戸についても1件のみの申込であったため、需要が少ないことから随時募集を実施しても申込が無い可能性が想定される。

また、公募の際には一定の周知期間を設ける必要がある等、決定までに時間を要する見込み。

3. 取扱い（案）

住宅に困窮しており比較的需要が見込まれること及び周知期間等を設けないことにより速やかに入居者を決定する観点から、令和6年6月期入居募集における非当選者（取り下げした者を除く。）14名に対し個別に周知を行い、希望者の中から入居者を選定する。（非公募）

なお、令和6年6月期入居募集における非当選者から申込が無い場合は、次回入居募集時（10月予定）に募集を行うこととする。

【スケジュール案】

7月下旬：対象者へ案内文書を発送

8月上旬：申込受付

8月中旬：当選者決定（申込複数の場合は抽選）

8月下旬：敷金、必要書類提出期限

9月1日（日）：入居開始日